資料６

旭川市通年制保育園に係る認定こども園の整備・運営事業者の選定（第１期）及び公募の実施（第２期）について

１　方針策定までの経過

年	月日	内容
H26	5～6月	「旭川市通年制保育園在り方検討懇話会」開催（計4回）
	7月	保護者説明会（第1回　各14園で実施）
	10～11月	保護者説明会（第2回　各14園で実施）
	12～1月	今後の方針に係る市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施
H27	3月	「旭川市通年制保育園の今後の方針」策定
		※　平成３０年３月までに通年制保育園１４か所を閉園し，新たに幼保連携型認定こども園７か所を建設・整備する。
		※　整備時期を２つに分け，第1期（H29.4月開設）は3か所（東鷹栖中央，西神楽，東旭川），第2期は4か所（永山2施設，東光1施設，北星・近文・春光1施設）とする。

２　第１期について

（１）選定経過

年	月日	内容
H27	4月21日	「旭川市通年制保育園に係る認定こども園整備・運営事業者選定委員会」設置
	5月26日	第1回選定委員会（公募要項・評価基準等の協議）
	6月8日	第2回選定委員会（　　同上　　）
	6月9～11日	保護者説明会（第1期地域（東鷹栖中央，西神楽，東旭川）で実施）
	6月16日	公募開始
	6月25日	平成27年度第1回旭川市子ども・子育て審議会報告
	8月7日	計画書受付終了（応募事業者：西神楽1，東旭川3，東鷹栖1）
	8月26日	第3回選定委員会（提案内容の比較，書面審査）
	9月12日	第4回選定委員会（東旭川地区のプレゼン・ヒアリング・選定）
	9月13日	第5回選定委員会（西神楽・東鷹栖地区のプレゼン・ヒアリング・選定）
	9月16日	事業予定者の決定・公表

（２）事業予定者

①　西神楽地区　　社会福祉法人　旭川松の木会（理事長　松浦　正）
②　東旭川地区　　社会福祉法人　旭川保育会　（理事長　笠原　信行）
③　東鷹栖地区　　社会福祉法人　のぞみ会　　（理事長　東峰　雅博）

（３）現状及び今後の予定

年	月日	内容
H27	10月5～7日	保護者説明会（予定事業者の紹介，今後のスケジュール報告）
	11～12月	事業予定者と協定書締結
H28	2月～	認定こども園の整備開始
H29	3月31日	通年制保育園の閉園（第1期の東鷹栖中央，西神楽，東旭川）
	4月1日	認定こども園の開設（第1期の3施設）

３　第２期について

（１）公募開始までの経過

年	月日	内容
H27	11月4日	第6回選定委員会（第2期の公募要項・評価基準等の協議）
	11月24～27日	保護者説明会（第2期対象の通年制保育園8か所 （永山，小鳩，秋月，旭東，千代田，春光，住吉，近文生活館）で実施
	12月4日	公募開始

（２）整備・運営事業者の選定（※第１期と同じ）

①　対象事業者　　社会福祉法人（設立予定者を含む）・学校法人

②　選定方法　　公募型プロポーザル方式

※保護者（各園１名）を選定委員会の委員に委嘱し，審査に参加いただく予定

（３）事業者選定における条件（公募要項からの要約　※主な内容は第１期と同じ）

①　平成３０年４月１日に，新園舎で幼保連携型認定こども園の運営を開始する。

②　新園舎は対象地域内に整備する（地域によって市の指定場所あり）。

③　０～５歳の受入れを行い，定員は９０名程度（春光・北星・近文の１か所）と１２０名程度（残りの３か所）とする。

④　開所時間を１１時間とする。

⑤　通年制保育園での取組や保育内容の十分な引継ぎを行う。

⑥　園・園庭の開放や子育て相談などの子育て支援活動を実施する。

⑦　通常の保育に加え，特別支援保育，保育短時間認定の児童に対する延長保育（開所時間を上限），幼稚園型一時預かり，放課後児童クラブ等を行う。

⑧　給食は，自園で調理する。

⑨　保育教諭を確保し，現在通年制保育園に勤務する保育士について優先的に採用する。

⑩　運営開始後２年目に第三者評価事業に取り組み，その結果を公表する。

（４）現状及び今後の予定

年	月日	内容
H28	2月26日	計画書受付終了
	3月	第7回選定委員会（提案内容の比較，書面審査）
		第8・9回選定委員会（プレゼン・ヒアリング・選定）
	4月	事業予定者の決定・公表
		保護者説明会（予定事業者の紹介，今後のスケジュール報告）
	10月～	認定こども園の整備開始
H30	3月31日	通年制保育園の閉園（残りの11か所）
	4月1日	認定こども園の開設（第2期の4施設）